

No.1

新聞名	日本経済新聞	東京新聞	読売新聞	琉球新報
日付	10月20日	10月23日	10月24日	10月26日
見出し	秘密保護法案は さらに見直しが必要だ	「戦前を取り戻す」のか 特定秘密 保護法案	秘密保護法案 国会はどう機密を 共有するか	秘密保護法案 廃案にすべき「悪 法」だ 暗黒社会を招きかねない
結論	国の持つ情報は本来国民のもので あるという大原則に立ち返り、今 一度法案を見直してほしい。	根本的な問題は、官僚の情報支配が 進むだけで、国民の自由や人権を損 なう危うさにある。民主主義にとっ て大事なものは自由な情報だ。それが 遠のく。	公権力が集めた情報は官僚の独占 物ではない。立法府も機密を共有 し、保護する制度を自主的に検討す べきではないか。	そもそも法案が必要なのか。政府 が事例に挙げた過去の情報漏え い事件は、いずれも現行の法体系 で防止できた。むしろ情報管理シ ステムの適正化を急ぐべきであ ろう。
着目の 論点	「機密の漏洩を防ぐ仕組みの必要 性は理解できる。しかし」秘密要 件の曖昧性/取材活動への制限/公 務員の罰則の重さ・・・	「米国ではさまざまな機会で秘密 解除の定めがある」自動解除、行政 内部の異議申し立て、外部機関への 通報権・・・もあり、「保護」から 「緩和」へ。「情報は<隠す>ので はなく、<使う>ことも大事なの だ」	「日本の平和と国民の安全を守る ためには、」米国など同盟国との情 報共有と信頼関係を築くには漏え いを防ぐ法律が必要である。「恣 意的な運用を防ぐには秘密指定の範 囲を厳格に規定する基準作りが 求められる。」重要機密を立法府や 与党幹部が知らないまま、国の針路 が決まる事態も出てくる。	特定秘密の指定の恣意的な運用 の排除や国民の点検の保証がな い。 隠ぺいされていたオスプレイ普 天間配置計画を市民が米国公文 書に抛り明示した「高見沢文書」 も法違反に問われる。「この法案 はまさに「政府保護法案」であり、 「国民監視法案」なのである。

No.2

新聞名	毎日新聞	朝日新聞	NHK時論公論	日本弁護士連合会
日付	10月26日	10月26日	10月23日	10月25日
見出し	秘密保護法案 国会は危険な本質 を見よ	特定秘密保護 この法案に反対す る	NSC設置法案と特定秘密保護法 案	特定秘密保護法案の閣議決定 に対する会長声明
結論	国民の「知る権利」が大きく制約 され得る。また、情報を得ようと	政府がもつ情報は、本来は国民のも のだ。十分とは言えない公開制度を	国益を守るために必要な情報保全 と、一方で、国民の知る権利の侵害	国民の権利を侵害し、国会の最 高機関性を侵す危険性が払拭

	<p>する国民の活動自体が、罰則の対象になる危険性をはらむ。行政を監視する国会や国会議員の活動も大きく縛られる。</p>	<p>改めることが先決だ。そこに目をつぶったまま、秘密保護法制だけを進めることは許されない。</p>	<p>を防ぐという、一見すれば相反する2つ課題にどうバランス良く対応していくか、国会の審議では、こうした観点から十分な議論を尽くしてもらいたいと思います。 (正延知行 解説委員)</p>	<p>されないまま閣議決定され、情報管理全体の適正化のための公文書管理法や情報公開法の改正がなされない状況で特定秘密保護法が制定されることに強く反対する。</p>
<p>着目の論点</p>	<p>国の情報は国民に帰属するという民主主義国家の基本理念が根本的に欠けている。福島県議会は、福島第1原発事故における SPEEDI の情報公開が遅れた例を挙げ、原発事故情報がテロ防止の観点で特定秘密に指定される懸念を示した。この重い指摘を全国民で共有したい。</p>	<p>役所の特定秘密指定の恣意性、第三者チェックの仕組みもない。国会議員ですら例外ではなく、「知る権利」は努力規定に過ぎず、実効性がな い。 なお、10月30日の再度の社説「秘密保護法案 首相動静も■■か？」においては、小池百合子議員の「首相動静」は「知る権利」を超えているとの発言に触れ、その透明性こそ誇るべきだとする。</p>	<p>NSC は、日ごろから国の内外の情報を収集し、整理して、政策を検討するため、各省庁が囲い込みがちな情報を日常的に、しかもスムーズに集められるかが課題。また、本格的な対外諜報機関を持たない日本が、外国の政府や情報機関からも情報提供を受けるとき、機密性の高い情報—テロ組織に関することや、特定の国の軍の動きなど、極秘に集めた情報もやり取りされることになるため、情報漏れを防ぐことが課題となる。 このため政府は、情報を漏えいした公務員などに厳しい罰則を設けた、特定秘密保護法案を成立させたいとし、より重要な情報をより多く提供を受けるためにもこの法案を必要としていると言える。</p>	<p>①保護対象となる「特定秘密」の範囲が広範・不明確である ②「特定秘密」の指定が行政機関の長により恣意的になされうる ③指定の有効期間5年を延長し続ければ指定が恒久化する ④内部告発や取材等行為についての処罰範囲が広く、厳罰に処するものであるため、表現の自由及び報道の自由や知る権利等憲法上の権利が侵害される ⑤適性評価制度により重大なプライバシー侵害が生じるおそれがある ⑥行政機関の長の判断で「特定秘密」を国会に対しても提出を拒むことができることになっている</p>